

第2章 環境行政の総合的推進

第1節 環境行政の推進体制

1 環境行政組織

県の環境行政組織は、昭和39年4月、衛生部環境衛生課に公害係が設けられて以来、総合的な環境施策の推進を図るため、拡充整備されてきました。

平成14年4月1日には、より迅速に廃棄物の監視指導体制をとるため、廃棄物監視指導室を廃棄物対策課に付置しました。

平成15年4月1日には、現地機関の環境行政担当窓口を一元化するため、廃棄物対策を含む保健所の公害*関係業務を地方事務所に移管し、地方事務所の生活環境関係の業務とあわせ、生活環境課（現在は環境課）を設置しました。

平成16年4月1日には、環境保全と自然保護を融合した新たな調査研究を可能とするとともに、環境保全に係る諸施策に対して、技術的なサポートを行うなど、行政とより緊密に連携を図っていくため、衛生公害研究所と自然保護研究所を統合し、環境保全研究所を設置しました。

平成20年4月1日には、本庁部局の見直しにより、中期総合計画においても施策の柱である環境に特化した部として、「生活環境部」から「環境部」へと再編されました。

平成23年4月1日には、喫緊の課題となっている地球温暖化問題などに対応するため、環境政策課にあった温暖化防止係を温暖化対策課として設置しました。

平成26年4月1日には、省エネルギー化と自然エネルギーの更なる普及拡大の強化のため、「温暖化対策課」を「環境エネルギー課」に改称するとともに、廃棄物の許認可から監視体制までを一体的に推進し、循環型社会の構築を図るため、「廃棄物対策課」と「廃棄物監視指導課」を「資源循環推進課」に改編しました。

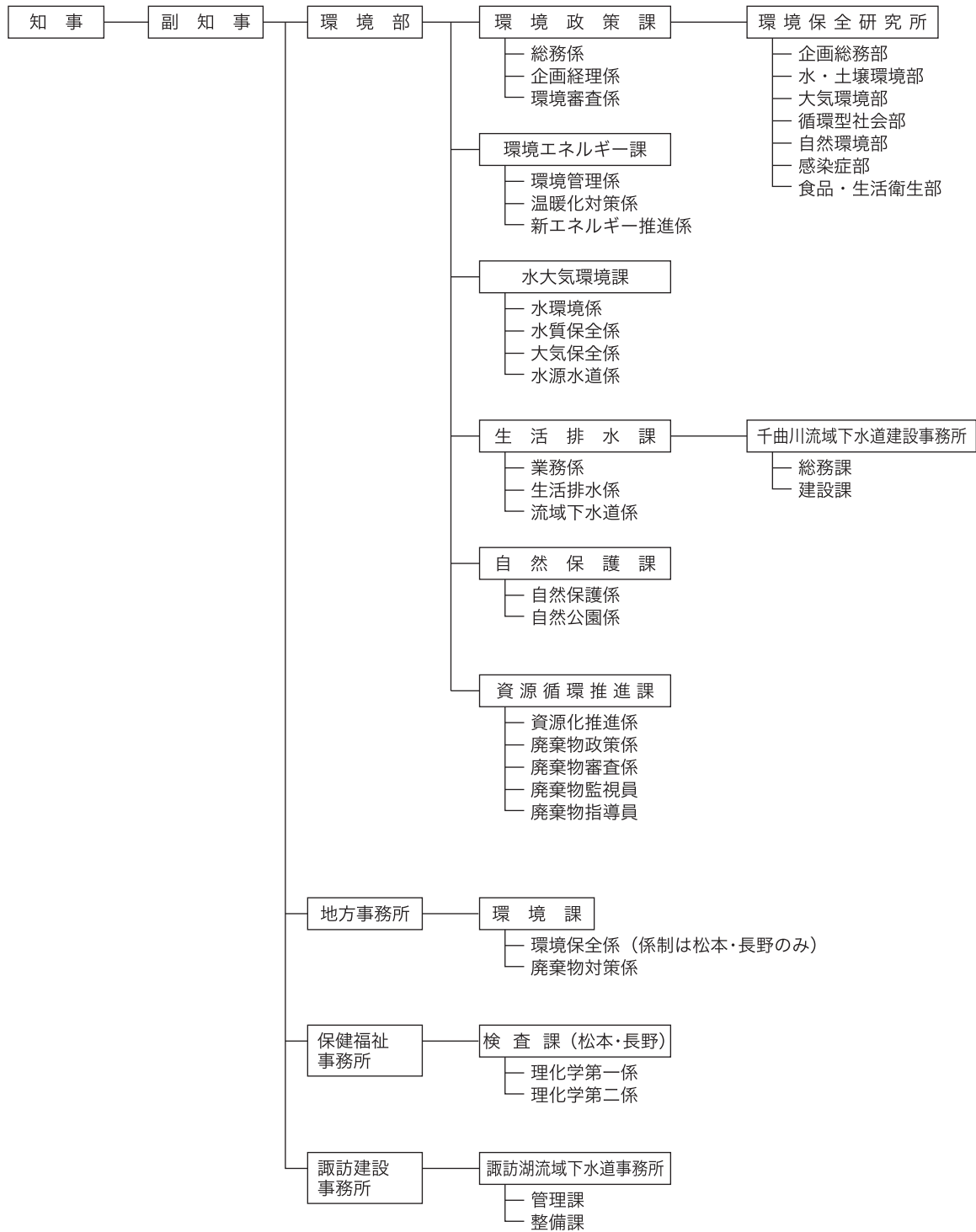
なお、現在の組織及び主な所掌事務は、表1-2-1、図1-2-1のとおりです。

表1-2-1 各組織の主な所掌事務

| 区分 | 課所名 | 主な所掌業務 |
|---------|---------------|--|
| 本庁 | 環境政策課 | ・参加と連携による環境保全 ・公害紛争処理 ・環境審査（環境アセスメント） |
| | 環境エネルギー課 | ・省エネルギー化の促進 ・自然エネルギーの普及拡大 ・地球温暖化対策 ・環境マネジメントシステム |
| | 水大気環境課 | ・水資源の保全・利活用 ・水質及び土壌環境の保全 ・大気環境の保全 ・水道事業認可及び指導 |
| | 生活排水課 | ・流域下水道及び公共下水道事業 ・農業集落排水事業 ・合併処理浄化槽設置整備事業 |
| | 自然保護課 | ・自然環境の保全 ・自然公園の管理及び整備 |
| | 資源循環推進課 | ・廃棄物の資源化の推進 ・廃棄物の発生抑制及び適正処理 ・廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の許可 ・廃棄物処理の監視及び指導 |
| 現地機関 | 環境保全研究所 | ・環境に関する試験検査 ・調査研究 ・環境学習の推進 |
| | 千曲川流域下水道建設事務所 | ・千曲川流域下水道の管理及び維持保全 ・千曲川流域下水道の調査、設計、施工及び監督 |
| 地方事務所 | 環境課 | ・地球温暖化対策及び自然エネルギーの推進 ・大気、水質及び自然環境の保全 ・上水道及び浄化槽 ・廃棄物対策 |
| 保健福祉事務所 | 検査課 | ・環境保全に関する検査 |

* 公害→p.188

図1-2-1 長野県環境行政組織（平成26年4月1日）



2 環境審議会

県では、環境の保全に関する基本的事項、地球温暖化防止に関する事項、水環境の保全に関する事項、自然環境の保全に関する事項、廃棄物に関する事項、鳥獣保護に関する事項など環境の保全に関する重要事項を調査審議するため、環境基本法、自然環境保全法及び長野県環境基本条例に基づき長野県環境審議会を設置しています。

なお、平成25年度の審議会の開催状況は、表1-2-2のとおりです。

表1-2-2 環境審議会開催状況

| 開催年月日 | 審 議 事 項 |
|-------------------------|---|
| 平成25年5月30日 | 1 希少野生動植物保護回復事業計画の策定について（諮問） 2 平成25年度鳥獣保護区等の指定について（諮問） 3 第3期特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）の策定について（諮問） 4 第2期特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）の策定について（諮問） 5 水源地域における水資源の保全に関する基本指針の策定について（中間報告） 6 温泉審査部会について（報告） |
| 平成25年7月9日 | 1 水源地域における水資源の保全に関する基本指針の策定について（答申案） 2 平成24年度水質、大気及び化学物質測定結果について（報告） |
| 平成25年7月26日 （温泉審査部会） | 1 温泉法に基づく土地掘削及び動力装置許可申請について（諮問・答申案） |
| 平成25年9月18日 | 1 平成25年度鳥獣保護区等の指定について（答申案） |
| 平成25年11月19日 | 1 水資源保全地域の指定について（諮問） 2 希少野生動植物保護回復事業計画の策定について（中間報告） 3 長野県内の2010年度（平成22年度）温室効果ガス排出量について（報告） 4 地球温暖化防止県民計画に基づく施策の進捗状況について（平成24年度）（報告） |
| 平成25年11月22日 （温泉審査部会） | 1 温泉法に基づく動力装置許可申請について（諮問・答申案） |
| 平成26年1月21日 | 1 水資源保全地域の指定について（答申案） 2 第3期特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）の策定について（中間報告） 3 第2期特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）の策定について（中間報告） |
| 平成26年3月17日 （温泉審査部会） | 1 温泉法に基づく動力装置許可申請について（諮問・答申案） |
| 平成26年3月25日 | 1 希少野生動植物保護回復事業計画の策定について（答申案） 2 第3期特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）の策定について（答申案） 3 第2期特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）の策定について（答申案） 4 平成26年度環境部及び林務部の当初予算の概要について（報告） |

第2節 環境基本条例

1 環境基本条例の制定及び考え方

今日の広範、多岐にわたる環境問題に的確に対応し、本県における今後の環境政策を総合的かつ計画的に進めるための基本となる条例として、平成8年3月に長野県環境基本条例を制定しました。

この条例では、社会のすべての構成員が共通の認識とすべき基本理念や県、市町村、事業者、県民の責務、施策全体としての方向性を示す基本方針、県の施策の基本となる事項などを定めています。

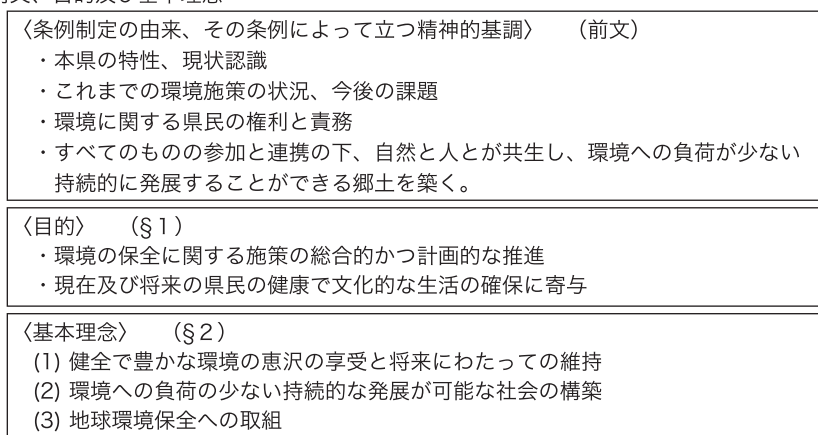
具体的な施策は、それぞれ個別の条例や要綱などに委ねられています。

2 環境基本条例の概要

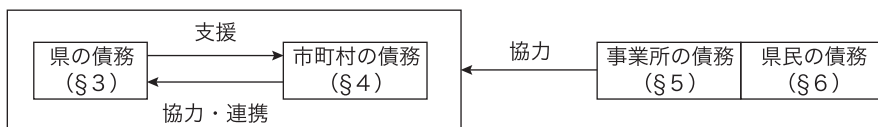
環境基本条例の体系は図1-2-2のとおりです。

図1-2-2 環境基本条例の体系

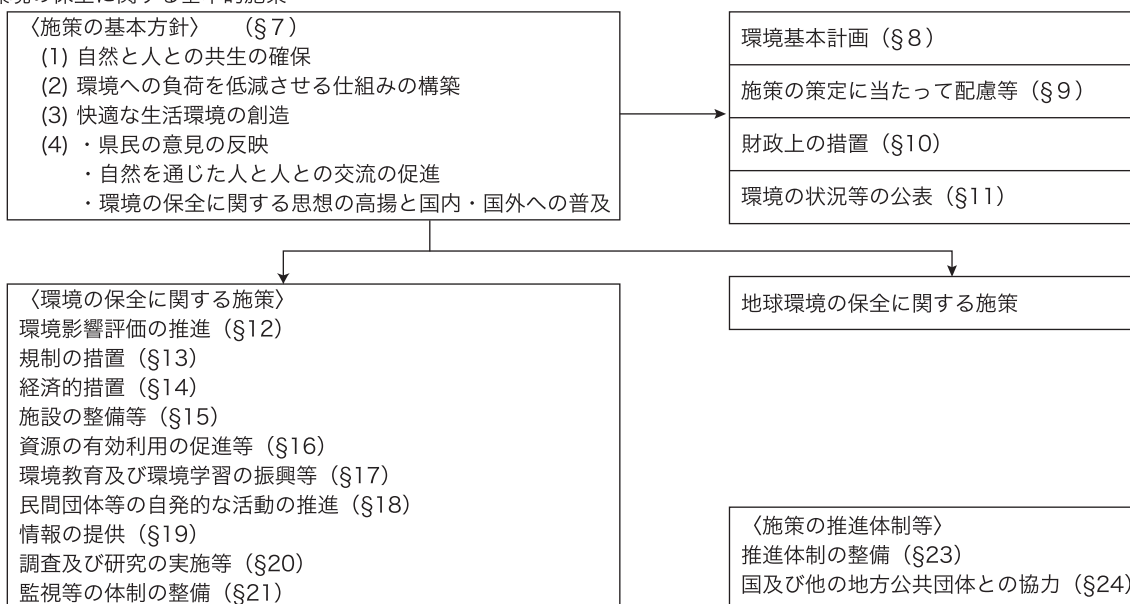
I 前文、目的及び基本理念



II 責務



III 環境の保全に関する基本的施策



IV 長野県環境審議会 (§25～§33)

● 第3節 第三次長野県環境基本計画 ●

1 第三次長野県環境基本計画の策定及び趣旨

県では、長野県環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第三次長野県環境基本計画を策定しました。

この計画の計画期間は平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする5か年計画であり、この期間内に行われる環境に関する各種個別計画の策定や環境施策の推進にあたっての指針となるものです。

なお、本計画は「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年法律第130号）第8条に規定する長野県の行動計画を包含します。

計画書の全文が県のホームページで御覧いただけます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/shisaku/3ji/zenbun.html>

2 長野県の将来像

第三次長野県環境基本計画では、本県環境の将来像として、将来（概ね20年後）の望ましい姿を示しています。

3 施策の展開

第三次長野県環境基本計画では、基本テーマを「参加と連携で築く 豊かな環境・持続可能な信州」と定め、本県の将来像を実現するためにどのような施策を行っていくかを示しています。

→「資料編：表1-2-3 第三次長野県環境基本計画の実施施策」p.138

4 計画の推進体制など

計画の推進に当たっては、関係部局で組織する環境管理委員会により、全庁的な取組を展開するほか、「信州豊かな環境づくり県民会議」をはじめとする、あらゆる主体に計画に基づく取組を呼びかけます。

なお、計画の進捗状況については、環境管理委員会により進捗管理を行いその状況を本書において公表し、環境審議会へ報告するとともに、しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）政策評価制度に基づく評価を行います。

→「資料編：表1-2-4 第三次長野県環境基本計画 目標の進捗状況」p.139



小学生低学年の部

平成26年度 信州豊かな環境づくり県民会議 環境保全に関するポスターコンクール優秀作品



小学生低学年の部

平成26年度 信州豊かな環境づくり県民会議 環境保全に関するポスターコンクール優秀作品